

○那覇市職員等の旅費支給条例（抜すい）

〔 昭和47年5月9日 〕
〔 条 例 第 4 4 号 〕

別表第1

日当、宿泊料及び食卓料

区 分	日 当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）		食 卓 料 (1夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
1 等級の職務 にある者	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円
2 等級の職務 にある者	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
3 等級の職務 にある者	2,400円	12,000円	10,800円	2,400円
4 等級の職務 にある者	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円

備 考

宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市及び千葉市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。